

平成 29 年度 事業報告（上期）

（対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）

1. 保険運営の企画・・・・・・・・・・ P 1～5
2. 健康保険給付等・・・・・・・・・・ P 6～10
3. 保健事業・・・・・・・・・・ P 10～14
4. 組織運営 及び 業務改革・・・ P 15～16

平成 29 年度 事業計画（青森支部）

担当 G	実施内容等	実施状況（平成 29 年 9 月末現在）
1. 保険運営の企画	<p>（１）保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき 3 つの目標；①「医療等の質や効率性の向上」、②「加入者の健康度を高めること」、③「医療費の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者および事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・事業主からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等、（２）以下に掲げた各事項について積極的な取組を行う。</p> <p>（２）平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>① 平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>② 各種審議会等に積極的に参加し、地域医療政策の立案などに関して協会の意見を発信して行く。なお、意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。</p> <p>③ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。</p>	<p>各事業の実施状況は、（２）以降に掲載</p> <p>①・② 青森県（医療審議会、被用者保険等保険者連絡協議会、保険者協議会、医療費適正化計画実施懇話会、後期高齢者医療広域連合運営懇談会）、地域医療構想調整会議（津軽、下北地域）、国保運営協議会（青森県、青森市、八戸市、弘前市、三沢市）に参画、職域保険者として意見発信を行った。</p> <p>③ 平成 26 年 2 月に青森県、同年 3 月に八戸市と連携協定締結以降、平成 29 年度上期においては、以下の関係機関と連携協定を締結</p>

	<p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>① 医療費適正化対策の一環として、支部の実情に応じたパイロット事業に取り組む。</p> <p>② 協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>③ 「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を、関係機関と連携しつつ積極的に立案・実施していく。加えて、協会が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成するため、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。</p> <p>① ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象範囲の更なる拡大を</p>	<p>自治体：青森市（29.9.27）、11/22 のあおり健康延伸フェアにて協会けんぽ・国保共同の分析結果発表。現在 弘前市・深浦町と調整中</p> <p>医療関係団体：県医師会（29.6.14）、県薬剤師会（29.9.4）、県歯科医師会（29.10.11）</p> <p>29.12.1 弘前市医師会と糖尿病性腎症重症化予防の相互協力開始</p> <p>経済団体：29.11.6 経済 5 団体（青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、青森経済同友会、青森県中小企業団体中央会、青森県経営者協会）</p> <p>① パイロット事業は（4）③に掲載</p> <p>② 現金給付審査強化は2（6）に掲載</p> <p>③ データヘルス計画は3. 保健事業に掲載</p> <p>① 第 1 回目の通知を 8 月に実施、通知対象を調剤減</p>
--	--	--

	<p>図るとともに、使用促進効果を着実なものとするよう、年度内に2回の通知を継続する。</p> <p>② 事業所、加入者、医療機関等へジェネリック医薬品希望シール、Q & A、リーフレット等を配布するとともに、青森県薬剤師会等と連携し、健康保険委員研修会等で説明を行うなど、きめ細かな普及啓発に努める。</p> <p>③ パイロット事業として青森県薬剤師会と連携して「ジェネリック医薬品アドバイザー薬局」指定事業に取り組み、更なる使用促進の広報に努める。</p> <p>④ 地域・薬効ごとの使用状況等の分析に取り組み、新たな施策の検討などを目指す。</p> <p>⑤ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。</p> <p>(5) 地域医療への関与</p> <p>上記(2)「平成30年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、地方自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。</p> <p>(6) 調査研究の推進等</p>	<p>額可能額 100 円以上→50 円以上に広げたことにより、前年同期と比べて対象者数が 8,038 件増加した。</p> <p>【実績】送付件数：45,110 件 第2回目は30年2月実施予定。</p> <p>② ア. 初任者社会保険事務講習会において使用促進・QA及び③の「アドバイザー薬局」について説明を行った。</p> <p>【実績】開催：4会場、出席者数：207名(9月) イ. 八戸市主催の八戸市環境・健康フェスタにおいて肺年齢測定と併せてジェネリック希望シール・リーフレット等を配布した。【実績】来場者数：264名(10/1)</p> <p>③ 青森県薬剤師会と連携のうえ「アドバイザー薬局」を指定、当該薬局へステッカー・ミニのぼりを設置、県内アドバイザー薬局一覧を作成し、8月の軽減額通知に同封のうえ広報を行った。</p> <p>④ 下期に③のパイロット事業の効果検証を含めて分析を行う。</p> <p>⑤ 下期に開催、④の分析結果を提供する予定。</p> <p>・青森県(各種事業検討会)及び青森市健康寿命延伸会議に参画、職域の立場から意見発信を行った。</p>
--	--	---

	<p>① 医療・介護に関する情報の収集・分析を的確に行うため、各種情報リストや医療費分析マニュアル等を活用し、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。</p> <p>② ジェネリック医薬品の使用促進のため、地域・薬効ごとの使用状況の分析に取り組む。(再掲)</p> <p>③ 保険者機能の発揮に向けて、GIS(地理情報システム)の活用により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的に分かりやすい分析結果の提供に取り組む。</p> <p>(7) 広報の推進</p> <p>① 支部ホームページやメールマガジンを活用した積極的な情報提供を継続する。</p> <p>② 地方自治体や関係団体が行う健康セミナー等へ積極的に関与し、協会の取組を紹介するとともに、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。</p> <p>③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞き、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を行う。</p>	<p>①～③ 下期において、地域ごと等の分析を実施</p> <p>① ア. ホームページ「協会けんぽからのお知らせ」に青森支部独自作成情報 19 件掲載した。 イ. メルマガは毎月配信実施(配信件数毎月 1,700 件)、今年度の新規登録目標件数を 160 件として、納入告知書、健康保険委員委嘱時、各研修会で登録依頼を実施。(9 月現在:新規登録 74 件、達成率 46%)</p> <p>② 年金事務所、社会保険協会主催のセミナーへの講師派遣、青森市・八戸市主催のイベントへの関与、弘前市医師会主催勉強会、五所川原労働基準監督署主催の健康づくり説明会、県内経済 5 団体との健康経営キックオフイベント、県医師会セミナーにて協会けんぽの取組み発表を実施。 イ. 健康宣言取組み事業所の TVCM 紹介を実施(12/1 より放送開始、3 月まで民放 3 局計 134 本)</p> <p>③ ジェネリック医薬品(アドバイザー薬局事業)のアンケートを下期に実施</p>
--	---	---

	<p>(8) 的確な財政運営</p> <p>財政運営の状況を適切に把握し、協会の中長期的に楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、加入者のみならず広く関係者の理解を得るための情報発信を行う。</p> <p>(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>① 健康保険事業に関する知識の向上および事業所における広報・相談・各種事業推進のため、委員を対象とした研修会の内容等の充実を図る。</p> <p>② 健康保険委員表彰を実施する。</p> <p>③ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨等により、委嘱者数の更なる拡大に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であること、医療費の地域差を反映した保険料率であること等をイベントにて発表を行った。(11 月経済団体との健康経営キックオフイベント、12 月県医師会県民公開講座) ・ 平成 30 年度保険料の審議開始に合わせて広報実施予定。 <p>① ア. 算定基礎届説明会にて、健康保険委員を対象とした実務研修会を実施(開催 5 会場、出席者合計 629 名、6 月)。11 月に 4 会場にて委員実務研修会を実施。</p> <p>イ. 委嘱 3 年以内の健康保険委員対象の初任者社会保険事務講習会を実施(開催 4 会場、出席者合計 207 名、9 月)</p> <p>② 11/15 関係機関と共催実施 (全国健康保険協会理事長表彰 3 名、支部長表彰 7 名)</p> <p>③ 新規適用事業所へ健康保険委員の勧奨を実施。 (7 月・458 件)</p> <p>また、新規健康宣言事業所に健康保険委員がいない場合は訪問勧奨を実施。</p> <p>下期に被保険者 100~500 名事業所へ文書勧奨実施(12 月)</p>
--	--	---

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>① 加入者等のご意見・苦情等への適切な対応、お客様満足度調査の結果を踏まえた職員研修の実施や電話対応マニュアルの改善により、更なるお客様サービスの向上を図る。</p> <p>② 現金給付のサービススタンダード達成に向け、的確な進捗管理を行うとともに、事務処理誤りの発生防止に努め、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>③ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知する。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>① 限度額適用認定証の利用について、事業主や健康保険委員等に対して各種広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。</p> <p>② 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p>	<p>① お客様から頂いたご意見等を把握し、業務にフィードバックさせ、お客様サービスの向上を図った。</p> <p>お客様満足度調査の結果を分析し、10月から電話対応チェックシートによるセルフチェックを開始した。</p> <p>② 【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの達成率：100% ・事務処理誤りの発生件数：1件 (給付金の振込不能) <p>発生後、ただちにお詫びと再処理を行うとともに、原因を検証のうえ再発防止を図った。</p> <p>③ 健康保険委員を対象とした研修会等において、申請方法等をわかりやすく説明した。</p> <p>また、書類の郵送提出についても案内し、郵送化を促進した</p> <p>① 各種の広報誌や研修会等を活用し、限度額適用認定証の利用を促した。また、医療機関へ限度額適用認定申請書と返信用封筒を配布し、入院患者等へ案内するよう依頼した。</p> <p>また、限度額適用認定証の利用率が低い3病院に対して、訪問による依頼を行った。</p> <p>② 申請内容を印字した高額療養費支給申請書を計画的に送付し、申請するよう促した。</p> <p>【実績】 平成29年3月診療分まで実施済</p>
-------------------	---	--

	<p>地域の実情を踏まえ、支部窓口のほか、引続き3市の年金事務所に職員を配置し、各種申請等の受付や相談業務を行う。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る拠出金等の適正化に資するため、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得つつ再確認作業を着実にを行う。</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を行うとともに、必要に応じ施術者に照会する。</p> <p>② 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</p> <p>(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <p>① 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の審査強化に努める。</p> <p>② 審査で疑義の生じた案件は、支部の保険給付適正化プロジェクトチー</p>	<p>繁忙期(4月)には、状況に応じ窓口職員を増員するなどの対応を行った。</p> <p>3市の年金事務所の窓口について、利用状況や地域の実情を踏まえ検討し、弘前窓口を平成29年7月に閉鎖した。</p> <p>なお、むつ窓口は平成30年3月で閉鎖、八戸窓口は、継続して開設の予定。</p> <p>各事業所の協力の下、89.9%の事業所から健康保険被扶養者状況リストを提出いただいた。</p> <p>【10月末実績】解除届受理：771枚(838名分)</p> <p>① 多部位かつ頻回の申請のほか長期受療の申請についても加入者へ文書照会し、疑義が生じた場合には施術者へも照会する等、適正化に努めた。</p> <p>【実績】照会 1,031件、回答 662件</p> <p>② 適正な受療を促すため、上記照会文にパンフレットを同封し、対象となる負傷や受療時の注意点等についてお知らせした。</p> <p>① 不正受給防止のため、特に高報酬者や資格取得後間もない申請については事業所照会等を行い、審査を強化した。</p>
--	---	---

ム会議において適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の実施

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定し自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。
- ③ 点検員のスキルアップを図るため、支部内研修・医科検討会、査定事例の収集・共有化、外部委託業者のノウハウ取得を進め、機能的な点検体制の確立に努める。

② 平成 29 年 9 月末現在、立入検査等を実施するまでに至った案件はなかった。

医療費の適正化のため、次の 3 種類の点検を行った。

(①、②共通)

ア 資格点検（加入の有無等を確認）

	医療機関へ返戻	本人へ返還請求	合計
件数(件)	7,278	893	8,171
金額(円)	233,537,362	5,791,159	239,328,521

イ 外傷点検（負傷原因を確認）

	医療機関へ返戻	業務上・通勤災害	第三者行為	合計
件数(件)	60	192	739	991
金額(円)	990,509	5,338,946	43,453,004	49,782,459

ウ 内容点検（医療機関からの請求内容を確認）

	査定
件数(件)	6,440
金額(円)	18,012,710

※ 加入者 1 人当たりの
査定効果額： 41 円

③毎月延べ 2 日間以上を、ミーティングや研修時間に当て、レセプト点検員のスキルアップに努めた。

	<p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <p>① 帳票アウトソースによる保険証返納催告に加え、電話による催告を早期に行う。</p> <p>② 資格喪失後や被扶養者削除後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。</p> <p>③ 保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。</p> <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <p>① 債権の早期回収を図るため、文書・電話・訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。</p> <p>② 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整スキームを積極的に活用し、回収に努める。</p> <p>③ 交通事故等による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>④ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人宛の求償事案においても適正に請求する。</p>	<p>① 文書による返納催告を速やかに行うとともに、電話による催告も併せて行い、無資格受診の返納金債権の発生防止を強化した。</p> <p>【実績】</p> <p>回収率：97.60%（前年同期 95.64%） （一般：98.40%、任意継続：88.77%）</p> <p>② 医療機関（受診の都度、保険証を提示）と年金事務所（保険証回収）にポスターの貼り出しを依頼するとともに、各種研修会等で保険証回収についての協力を依頼した。</p> <p>③ 事業所訪問はできなかったが、電話により、事業主・事務担当者に対し、喪失届への証添付の徹底と資格喪失後受診防止の主旨を伝え、協力を依頼した。</p> <p>① 早期に回収するため、文書催告を速やかに行い、併せて電話や訪問による納付督促を行った。また、法的手続（支払督促→強制執行）については、計画12件に対し14件の実績となった。さらに、6月の債権回収強化月間には、全債務者に対して催告文書を送付するとともに、業務グループ職員が電話納付督促を実施した。</p> <p>【実績】（ ）内は前年同期</p> <p>回収率 件数ベース：52.22% (52.15%) 金額ベース：56.48% (49.56%)</p>
--	---	---

		<p>② 債権回収強化のため、文書催告の際に保険者間調整のしくみ・手続き方法について案内したが、自主納付者が多数を占め、申出者は低調に推移した。</p> <p>【実績】</p> <p>1件 61,789円</p> <p>※ 下期で約600,000円の計上予定あり</p> <p>③ 損害保険会社へ「第三者行為による傷病届」の早期提出を指導し、代位取得通知による競合請求金額の確保、支払誓約書による時効中断措置を実施した。</p> <p>④ 「第三者行為による傷病届」や「負傷原因届」の早期提出を指導し、求償該当事案について、速やかに加害者へ請求した。</p>																								
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、データに基づいた効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>また、第一期「データヘルス計画」の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認および結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>【上位目標】</p> <p>喫煙対策を柱とした事業を展開し、運輸業・建設業等で働く男性（40</p>	<p>ア. 運輸業（40～64歳）のリスク保有割合</p> <table border="1" data-bbox="1451 887 2049 1088"> <thead> <tr> <th></th> <th>メタボリック</th> <th>喫煙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>24.6%</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>22.5%</td> <td>52.0%</td> </tr> <tr> <td>増減率</td> <td>-2.1%</td> <td>-5.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 建設業（40～64歳）のリスク保有割合</p> <table border="1" data-bbox="1451 1184 2049 1385"> <thead> <tr> <th></th> <th>メタボリック</th> <th>喫煙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>20.0%</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19.9%</td> <td>49.7%</td> </tr> <tr> <td>増減率</td> <td>-0.1%</td> <td>-1.3%</td> </tr> </tbody> </table>		メタボリック	喫煙	平成24年度	24.6%	57.1%	平成27年度	22.5%	52.0%	増減率	-2.1%	-5.1%		メタボリック	喫煙	平成24年度	20.0%	51.0%	平成27年度	19.9%	49.7%	増減率	-0.1%	-1.3%
	メタボリック	喫煙																								
平成24年度	24.6%	57.1%																								
平成27年度	22.5%	52.0%																								
増減率	-2.1%	-5.1%																								
	メタボリック	喫煙																								
平成24年度	20.0%	51.0%																								
平成27年度	19.9%	49.7%																								
増減率	-0.1%	-1.3%																								

～64歳)のリスク保有者割合を減少(特に、喫煙率については29年度までに50.0%未満に減少)させることを目標とし、次のことを実施する。

【下位目標】

- ① 業種団体組織自体が、働く人の健康づくり支援を意識するようになる。
- ② 事業主の理解が深まり、会社ぐるみで生活習慣改善に取り組む。
- ③ 事業主・従業員が受動喫煙に関する知識を持ち、職場の受動喫煙防止対策に取り組む。

【主な事業】

- ① 「健やか隊員育成プログラム」等、職場における健康づくりセミナーを開催する。
- ② 健康宣言・健康経営に係るサポートを展開するとともに、健康宣言事業所に対するインセンティブ顕彰を実施する。

- ① 県トラック協会・県医師会健やか力推進センターと連携、7月に県トラック協会会員事業所を対象に健康づくりセミナーと健やか隊員育成プログラムを開催。
 - ② 健康宣言事業の勧奨を実施中。支部長による事業所訪問35社実施のほか、平成29年4月からの青森県健康経営認定制度のスタートに伴い、健康宣言事業所が急増した。(平成29年3月末52社→平成29年9月末130社)また、生活習慣改善をテーマにした集団学習実施(14社、うち喫煙関係3社)
11月に経済団体と健康経営キックオフ宣言・連携開始
 - ③ 青森県の受動喫煙対策事業「空気クリーン施設認定制度」申請及び施設点検代行
【実績】認定：14事業所
- ① ア. 健やか隊員育成プログラム
 - ・青森県トラック協会 7月 31名
 - ・むつ市下北文化会館 8月 47名
 - ・青森総合卸センター 9月 47名
 - ・(青森市と連携)青森県立保健大学 11月 35名
 イ. とんやまち健康づくり実践塾 9月～
とんやまち組合員企業5社と青森総合卸センター・青森県・青森市で連携のうえ実施中。
 - ② 事業所健康度診断(カルテ)の提供、ホームページ等広報での紹介、県内に本店を有する金融機関

		<p>での金利優遇のサポートを展開のほか県内健康宣言事業所 6 社が「健康経営優良法人 2017」認定された。また 12/1 より TVCM 放送開始（3 月まで民放 3 局計 134 本）</p>
	<p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性向上を図る。</p> <p>◎特定健康診査 実施率 65.0%（実施見込者数：144,400 人）</p> <p>○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：169,493 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 60.0%（実施見込者数：101,690 人） ・事業者健診データ 取得率 12.0%（取得見込者数：20,340 人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：52,770 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 42.4%（実施見込者数：22,370 人） 	<p>◎特定健康診査 実施率 32.9%</p> <p>○被保険者（40 歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 35.7%（実施者数：60,490 人） ・事業者健診データ 取得率 4.1%（取得者数：6,919 人） <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 10.7%（実施者数：5,621 人）
	<p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。また、被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。</p> <p>◎特定保健指導 実施率 22.0%（実施見込者数：5,482 人）</p> <p>○ 被保険者（受診対象者数：22,940 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 22.0%（実施見込者数：5,046 人） （内訳）協会保健師実施分 15.6%（実施見込者数：3,588 人） アウトソーシング分 6.4%（実施見込者数：1,458 人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：1,960 人）</p>	<p>◎特定保健指導 実施率 6.9%</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 7.5%（実施者数：1,710 人） <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会保健師実施分 5.0%（実施者数：1,156 人） アウトソーシング分 2.4%（実施者数：554 人） <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 0.6%

	<p>・ 特定保健指導 実施率 21.5% (実施見込者数 : 422 人)</p>	<p>(実施者数 : 11 人)</p>												
	<p>(4) 重症化予防対策の推進</p> <p>① 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない加入者に対して、確実に医療に繋げるよう、文書勧奨および保健指導の実施を進める。</p> <p>② 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、主治医の指示に基づき保健指導を行う。</p>	<p>① 重症化予防対策として文書による一次勧奨・二次勧奨の継続実施。二次勧奨対象者で未受診者への面接指導の実施。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次勧奨発送者数 : 1,867 人 ・ 二次勧奨発送者数 : 539 人 ・ 面接指導者数 : 79 人 <p>② 糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定を弘前市医師会と締結 (12 月)</p>												
	<p>(5) 受診勧奨対策</p> <p>① 被扶養者を対象とした「まちかど健診」「まちかど保健指導」を継続実施する。</p> <p>② 特定健診未受診者を対象とした、文書による受診勧奨を継続実施するとともに、Webチラシを利用した広報を行う。</p> <p>③ 健診・保健指導の受診率・実施率の向上に向け、支部幹部職員の事業所訪問による事業主等への働きかけを継続する。</p> <p>④ 職員の事業所訪問により「事業者健診データ」提供を依頼する際に、生活習慣病予防健診の優位性をアピールするとともに、未受診者への受診勧奨と保健指導の受け入れを要請する。</p>	<p>① 被扶養者を対象とした「まちかど健診」 (29 年度下期 : 3 市 4 会場 541 人受診)</p> <table border="1" data-bbox="1447 898 2047 1206"> <thead> <tr> <th>【内訳】</th> <th>まちかど健診</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘前</td> <td>10/28</td> <td>97 人</td> </tr> <tr> <td>八戸</td> <td>11/18</td> <td>156 人 (船保含む)</td> </tr> <tr> <td>青森</td> <td>10/28 11/12</td> <td>153 人 135 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 文書による受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規適用事業所への健診案内発送 : 458 社・1,644 人 ・ 新規加入者への受診券発送 : 5,974 人 	【内訳】	まちかど健診	受診者数	弘前	10/28	97 人	八戸	11/18	156 人 (船保含む)	青森	10/28 11/12	153 人 135 人
【内訳】	まちかど健診	受診者数												
弘前	10/28	97 人												
八戸	11/18	156 人 (船保含む)												
青森	10/28 11/12	153 人 135 人												

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診機関の少ない地域での協会主催集団健診（集合バス健診）案内発送：865 事業所および任継加入者 104 人、被扶養者 397 人 ③ 支部長・職員の事業所訪問による事業主への働きかけ 【実績】 35 社 ④ 青森労働局との連名による事業者健診データの提供依頼文書発送：372 社
	<p>(6) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス） 「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は 3（1）データヘルス計画に記載
	<p>(7) その他の保健事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県や市町村等が開催する健康づくりイベントに参加（ブースの出展等）し、加入者のヘルスリテラシーの向上および関係団体との連携を推進する。 ② 青森県歯科医師会との連携により、特定健康診査に合わせて歯科検診、口腔ケア指導を実施し、歯の喪失と生活習慣病の発症予防に取り組む。 ③ 「健康づくり推進協議会」を開催し、広く提言・助言を仰ぐことにより、中長期的な観点から支部の保健事業の円滑かつ効果的な推進に努める。 ④ 肝炎ウイルス検査費助成事業を県と共同で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村・関係団体とのイベント共催・参加（詳細は他ページに記載） ② 事業所での歯科健診実施（ア）（上期：17 事業所、52 名） ③ 下期開催 ④ 肝炎ウイルス検査の本人負担分の助成事業（上期：637 件）
4. 組織運営及	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革	

<p>び業務改革</p>	<p>① 平成 28 年度に導入した新たな人事制度の適切な運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。</p> <p>② 個人情報保護や情報セキュリティに関する規定等の順守、アクセス権限・パスワードの適切な管理に努める等、コンプライアンスの更なる徹底を図る。</p> <p>③ リスク管理について、大規模自然災害が発生した場合であっても、支部事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。</p> <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>新たな人材育成制度の導入に伴い、OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修の定着化を推進するとともに、定期的なジョブローテーションを実施すること等により、創造的な活動ができる人材の育成を図る。</p> <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <p>業務・システム刷新の機能やデータを十分に活用した業務の実施ならびに業務の平準化を徹底し、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p>	<p>① 支部全体の業績と個人それぞれ（役職・役割）に応じた評価の実施に合わせ、支部全体とグループ目標とを連動させた個人目標を面談のうえ設定。</p> <p>② 平成 29 年度コンプライアンスプログラムを策定、個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会を上期に 2 回実施。</p> <p>③ 29 年 2 月より安否確認システムの運用開始（震度 5 強以上地震発生時の安否状況確認体制構築）、また、下期に模擬訓練実施。</p> <p>・4/1 付新規採用職員に対して全グループを跨ぐOJTを実施（4-9 月）。</p> <p>・支部内研修 16 回実施。（レセプト点検 12 回、保健師 2 回、情報セキュリティ 1 回、ハラスメント 1 回）</p> <p>・4 月及び 10 月にグループを跨ぐジョブローテーション実施（異動者計 4 名）</p> <p>刷新システムによる業務効率化、審査手順書（マニュアル）策定による業務平準化を徹底している。</p>
--------------	--	--

	<p>① 物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理等により、引続き経費の節減に努める。</p> <p>② 調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。</p>	<p>① Web発注と消耗品受払簿による在庫管理を行い、経費節減に努めている。</p> <p>② 調達審査委員会は上期3回開催。(アドバイザー薬局一覧表作製、特定保健指導継続支援業務委託、健康宣言勧奨TVCM) また、調達結果は全てホームページへ公表。</p>
--	--	--